

会議の名称	議会運営委員会 協 議 会	開催月日・令和7年10月15日 開会時間・午前・午後10時49分 閉会時間・午前・午後11時12分
出席者	南谷 佳寛 豊島 保夫 野口 佳宏 後藤 徹 安藤 誠 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問における発言について</li> <li>・その他</li> </ul>	

【開会＝午前 10 時 49 分】

南谷佳寛委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の協議事項は、お手元に配付したとおりであります。

まず、一般質問における発言についてを議題といたします。先ほど配られました 10 月 1 日付の資料と 10 月 15 日付の資料のとおり、市長から議長に申し入れがありました。このことについて、しばらく精読の時間を設けます。

〔資料精読〕

南谷佳寛委員長

この件について、何かご意見などはございますか。

野口委員

粟津議員のことについて、市長からご指摘があったということですが、何度注意しても聞かない議員なので、このように議会運営委員会を開会することも時間の無駄だと思っております。

内容についてですが、法律に違反しない範囲内で発言できる側面もあると思うので、その点を考慮すると議会側では何も対応できない感じがします。

議長の権限の範囲内で注意していただくか、または粟津議員にこの文書の写しを提供する形としてはどうでしょうか。本当にキリがないですし、この件で委員会を開催することについても、生産性の観点から疑問を持ちます。

また、「ホームページなどに公表する必要があることを申し添えます。」と書いてありますが、私は大いにやっていただいていると思います。

以前、後藤國弘議員と河崎議員と一緒に串本町に「市の公式見解」について視察しました。その経験から、市は市の考え方を市のホームページ等々で公表していただければいいと思います。

こちらの対応としては、議長が粟津議員に対して口頭注意するなどの形でいいのではないのでしょうか。

河崎委員

野口委員も話されたとおり、以前、串本町で公式見解について勉強させていただきました。

今回は配付されていませんが、この資料の添付書類には市の見解が記載されているということなので、それを市ホームページで公表されたほうがいいのではないのでしょうか。

それを見て判断するのは市民ですが、あくまで開かれた

安藤委員	<p>議会ということで、議場で行われていることが見えない状況のほうがよくないのではないかと思います。</p> <p>ホームページにはぜひ公開してほしいと思います。</p> <p>また、「一般質問はインターネットを通じて市民の皆様へ配信されます。」ということが記載されていますが、この件についてはどう対応されますか。あれは議会が配信しているものですよ。</p> <p>〔「議会が配信しています」と呼ぶ者あり〕</p>
安藤委員	<p>そうですね。配信を継続したうえで、市の見解をホームページで公開するという事なんでしょうか。</p>
後藤國弘議長	<p>野口委員が言われたように、10月1日付の資料のうち、市の見解が記載されている添付資料については、栗津議員に渡しました。その際に精読するように伝えてあります。</p> <p>10月15日付の資料については今朝届きましたので、こちらも今後、栗津議員に渡そうと思っております。</p> <p>しかし、基本的には、議場において議員の責任で発言していることに異論を唱えるのであれば、議会に対してこういった文書を発出するのではなく、執行部側が公式的な見解を公開すべきと考えております。</p>
豊島委員	<p>議場での発言のことですので、理事者側には反問権があります。議員がデータを引用して発言した場合、理事者側はそのデータの正確性について反問できるわけですし、議場で一つずつ解決したほうが。そうすると、今後、議員も質問を精査されると思いますし。</p> <p>私の記憶では、各務原市議会では市長が反問されて、議員側が全面撤回したことがありました。バス停の増設についての一般質問でしたが、理事者側がデータを用いて反問された。こういった事例もあるわけですから、この文書を完璧に理解したわけではありませんが、現時点ではそう思っております。</p>
後藤國弘議長	<p>先ほど野口委員が生産性の話をされましたが、執行部側もこういった文書を作成することで負担になっていると思います。反問権の話がありました。今後、議会改革特別委員会では反問権だけではなく、反論権についても議論していただきたいと考えております。理事者側の考えを議場</p>

野口委員	<p>で発言していただくほうがいいと思いますし、議場での発言に対する対応は議場で終わらせたいと、現時点では思っております。</p> <p>「風評被害によって市民病院が社会的・経済的な損失を被ることがあってはいけません」というようことが書いてありますが、それは司法に委ねるしかないのではないのでしょうか。執行部側は裁判するのか、市の公式見解を出すのか、この二択だと思います。</p> <p>先ほども申し上げましたが、議会運営委員会を開催せずに、議長判断で対応されていると思います。市長名で要望されているので、議会として対応する過程を残す必要性はあるかもしれないので、難しいところですが。</p> <p>何度も申し上げますが、何度注意しても聞かない議員の対応を議会がすること自体、生産性がないので、粟津議員への対応は議長にお任せします。</p> <p>執行部側には、市の公式見解を発出するか、司法に委ねるか、どちらかをお願いしたいと思います。</p>
豊島委員	<p>この文書も職員が作成していて、労力がかかっているわけですから、議場で解決できることは議場で解決すべきということを申し上げます。</p> <p>また、ある議員が常任委員会の活性化ということを盛んにおっしゃっていて、閉会中も委員会活動はできるわけです。私もそう思いますので、頻繁に常任委員会を開いて議論することについても、議長に申し上げておきます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>議長にお任せするというごことをお願いいたします。</p> <p>次に、議場モニター使用や紙資料の配付の基準について、先の全員協議会で承認いただきました事項を盛り込み、配付いたしました「議場モニター使用に関する取扱基準の改正案」及び「委員会での紙資料配布に関する取扱基準案」のとおり明文化したいと思いますが、これらについてご意見はございますか。</p>
南谷佳寛委員長	<p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p> <p>このように明文化して申し合わせ事項とすることによりよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と発言する者あり〕</p>

南谷佳寛委員長	議長、何かございますか。  〔発言なし〕
南谷佳寛委員長	副議長、何かございますか。  〔発言なし〕
南谷佳寛委員長	これにて議会運営委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。  【閉会＝午前 11 時 12 分】